

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
1	大津市	住宅取得費・改修費等補助	大津市定住促進リフォーム補助金	市外からの転入者がリフォーム工事を行う場合、または、市外の子世帯が市内の親世帯と同居する際のリフォーム工事について、その経費の一部を補助する事業	商工労働政策課	077-528-2754
2	彦根市	家賃補助	彦根市移住促進家賃補助金事業	移住を試してみたい方に彦根市を良く知ってもらった上で移住いただくために、1～2年の間、家賃を補助。 ●補助額 移住1年目：上限2万円／月 移住2年目：上限1万円／月 ※詳細な補助金交付の条件については別途要確認。	企画課	0749-30-6101
3		住宅取得費・改修費等補助	彦根市移住促進住宅取得費補助金事業	彦根市へ移住するために、住宅を新築される、または、購入される18歳以下の子が2人以上いる世帯もしくは三世代同居の方の経済的な負担を軽減するため、住宅取得費用を補助。 ●補助額 対象工事費の10%(上限50万円) ※詳細な補助金交付の条件については別途要確認。	企画課	0749-30-6101
4			「住もうよ！ひこね」リフォーム事業	市内業者を利用して市内で住宅の改修等をした場合に助成。 ●助成額 対象工事経費の10%(上限10万円)(千円未満切捨) ※移住の世帯、新婚の世帯、子育ての世帯、三世代同居に該当する場合、助成対象工事経費の15%(上限15万円、千円未満切捨) ※詳細な助成金交付の条件については別途要確認。	地域経済振興課	0749-30-6119
5	長浜市	住宅取得費・改修費等補助	長浜市定住住宅改修促進事業	長浜市に転入または長浜市内で転居した者が居住のために取得した戸建ての中古住宅等の改修にかかる工事費の一部を助成。 ●助成額 対象工事費の10%(上限20万円) ※以下の世帯に属する方は、次の助成率が加算。 ・18歳未満のお子様を扶養する子育て世帯 対象工事費の3.5%に相当する額(上限40万円)を加算 ・65歳以上の親族と同居される世帯 対象工事費の3.5%に相当する額(上限40万円)を加算	建築住宅課	0749-65-6533

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
6	長浜市	住宅取得費・改修費等補助	まちなか居住推進事業	<p>まちなか*で住宅を新築される場合や空き家を活用される場合に助成金を交付。                      *まちなか…第2期長浜市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地エリアのうち、まちなか住居推進重点区域をいう。</p> <p>■まちなか住宅建築等助成金                      まちなかにおいて、自らが居住することを目的に、個人住宅を新築又は住宅を購入する場合に助成金を交付。</p> <p>●助成額                      対象経費の5%(上限60万円)                      ※以下の要件に該当する場合は最大で280万円助成。                      ・住宅の建築のために平成26年4月1日以降に所有権または借地権を新たに取得する場合:対象経費の4%(上限100万円)                      ・子育て世帯の場合:対象経費の2%(上限50万円)                      ・多世代同居世帯の場合:対象経費の2%(上限50万円)                      ・多子世帯の場合:対象経費の1%(上限20万円)</p> <p>■まちなか空き家再生促進助成金                      まちなかにおいて、ながはま住宅再生バンクに登録された空き家を、自ら居住するために購入又は賃借し、当該空き家において外部又は内部の改修工事を行う場合に助成金を交付。</p> <p>●助成額                      対象経費の10%(上限30万円)                      ※以下の要件に該当する場合は最大230万円助成。                      ・空き家の再生のために平成26年4月1日以降に建物および敷地の所有権または建物の所有権および敷地の借地権を新たに取得する場合:対象経費の7%(上限100万円)                      ・認定町家(長浜町屋再生バンクに登録された空き家の中で町家認定ガイドラインの基準を満たし、町家として登録されたもの)を再生する場合:対象経費の3.5%(上限50万円)                      ・子育て世帯の場合:対象経費の3.5%(上限50万円)</p>	長浜駅周辺まちなか活性化室	0749-65-6545
7	近江八幡市	住宅取得費・改修費等補助	近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業	<p>平成29年度内にUターン等で移住される方(移住された方)やそれらの方と同一世帯となるご家族の方が、自己が所有し、居住する(予定の)住宅(借家の場合、所有権の承諾がある場合も含む)のリフォーム工事等を行う場合、その経費の一部を補助。</p> <p>●助成額                      100万円以上の補助対象経費に対し、30万円を補助                      ※以下の各加算に該当する場合は、加算                      ・空き家活用加算:市内に所在する住宅で、おおむね半年以上居住実態のない住居を居住のために改修する場合20万円を加算。                      ・長寿命化加算:昭和56年以前に建築・登記・課税のいずれかが行われた住宅を居住のために改修する場合10万円を加算。                      ※上記特例加算を含めた補助金の上限は60万円。</p>	商工労政課	0748-36-5517

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
8	草津市	空き家バンク	空き家対策事業	草津市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行う。	建築課	077-561-2378
9	甲賀市	住宅取得費・改修費等補助	空き家活用リフォーム促進事業	甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の個人所有者および居住、店舗利用目的で空き家を購入又は借用する個人が行うリフォーム工事に対し補助。 ●補助額 補助率50%(上限40万円) ※廃材等処分費補助該当時は上限50万円 ※中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ	商工労政課	0748-65-0709
10			三世帯同居・近居定住促進リフォーム事業	市外および市内在住の子育て世帯が、甲賀市内において親と同居又は近居するために行う住宅リフォーム工事に対し補助。 ●補助額 対象経費の20%(上限30万円) ※びわ湖材利用の場合は上限35万円 ※中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ	商工労政課	0748-65-0709
11			子育て応援・定住促進リフォーム事業	人口の増加および移住定住を促進し地域の活性化を図るため、自己所有する住宅のリフォーム工事を行う者に対し、補助。 ●補助額(対象経費の20%) ・中学生以下の子供がいる世帯 (上限20万円、びわ湖材利用時は上限25万円) ・75歳以上の高齢者がいる世帯 (上限15万円、びわ湖材利用時は上限20万円) ・障害を持つ方がいる世帯 (上限15万円、びわ湖材利用時は上限20万円) ・上記に該当しない世帯 (上限10万円、びわ湖材利用時は上限15万円) ※中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ	商工労政課	0748-65-0709
12			空き家バンク	甲賀市空き家バンク	空き家のマッチングを行うシステム。一般市場に流れにくい民家を中心とした物件を取扱。参加宅建業者による仲介が入るため、賃借売買後のトラブルを防ぐことができる。	住宅建築課

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
13	高島市	空き家バンク	高島市空き家紹介システム	空き家をお持ちの方と、高島市に移住・定住をお考えの方に登録していた だき、双方にとってよりよいマッチングを提案し、移住・定住につなげる。	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
14		固定資産税額補 助	定住住宅取得補助	新築、購入する住宅に課税された固定資産税に対する補助。 ●対象者 高島市内に定住する40歳未満の方 小学校6年生までの子を扶養し、現に同居する方 ●補助額 固定資産税相当額の1/2(上限5万円/年) 地域通貨アイカで5年間補助	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
15		住宅取得費・改修 費等補助	定住住宅リフォーム補助	Uターン者が行うリフォーム工事に対する補助。 ●対象者 高島市へ移住・Uターンしようとする方で、転入後3年を経過しない方 ●補助額 ・40歳以上で小学校6年生までの子を扶養していない方 対象経費の1/8(上限25万円) ・上記以外の方 対象経費の1/4(上限50万円) ※地域通貨アイカで5年間分割均等払い。	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
16			滋賀県子育て世帯空き家リ ノベーション事業費補助金	空き家を取得した子育て世帯が行うリフォーム工事に対する補助 ●要件等 ・小学校6年生までの子どもがいる世帯 ・高島市空き家紹介システムに登録された空き家であること ・リノベーション後に当該空き家が耐震基準を満たしていること ●補助額 ・補助率2/3、限度額200万円	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
17	東近江市	住宅取得費・改修 費等補助	定住移住推進事業補助金 (新築住宅取得事業)	平成28年4月1日以降に東近江市で新築住宅を取得して転入される場合 に取得費の一部を補助。 ●補助額 対象経費の1/10(上限50万円)	企画課	0748-24-5610
18			定住移住推進事業補助金 (空家改修事業)	平成28年4月1日以降に東近江市空家バンクを活用し、住宅を取得又は 賃借される場合に改修費の一部を補助。 ●補助額 対象経費の1/5(上限50万円)	企画課	0748-24-5610
19			定住移住推進事業補助金 (多世帯同居・近居住宅取 得事業)	多世帯同居又は多世帯近居し、新築住宅を取得する場合に取得費の一 部を補助。 ●補助額 上限50万円(補助率10分1)	企画課	0748-24-5610

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
20	東近江市	住宅取得費・改修費等補助	定住移住推進事業補助金(子育て世帯応援住宅取得事業)	小学生以下の子どもがいる世帯が新築住宅を取得する場合に取得費の一部を補助。 ●補助額 上限50万円(補助率10分の1)	企画課	0748-24-5610
21			定住移住推進事業補助金(市民定住住宅取得事業)	市内に新築・中古住宅を取得する場合に取得費の一部を補助。 ●補助額 上限30万円(補助率10分の1)	企画課	0748-24-5610
22			定住移住推進事業補助金(市民定住住宅改修事業)	自己所有住宅を市内の施工業者を利用して改修される場合に経費の一部を地域商品券で補助。 ●補助額 上限30万円(補助率10分の1)	商工労政課	0748-24-5565
23		空き家バンク	空家バンク	東近江市内の空家を所有されている方と、空家を使いたい方がマッチングできる仕組み。 東近江市と東近江市内で空き家の活用等に取り組む一般社団法人東近江住まいるバンクが連携して運営。	企画課	0748-24-5610
24	米原市	住宅取得費・改修費等補助	米原市JR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金	JR3駅(柏原、近江長岡、醒ヶ井駅)の周辺地域を対象に、移住定住を目的として、住宅を取得・改修・賃貸した方、および住宅を貸し付けた方に補助金を助成。 ●補助額 ・住宅建築等事業 対象経費の1/5(上限50万円) ・住宅(空家)改修事業 対象経費の1/3(上限30万円) ・賃貸住宅家賃補助事業 対象経費の1/2以内(上限2万円/月、通算48万円上限) ※子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)や転入者が移住・定住される場合には、40万円を加算。 ※引っ越しや清掃に要する経費を、10万円を上限に加算。	山東自治振興課	0749-55-8101
25	日野町	空き家バンク	空き家情報登録制度	日野町空き家情報登録制度に登録された「空き家物件」を、日野町に住もうと考え登録されている「利用希望者」に紹介。	企画振興課 企画人権担当	0748-52-6552
26		住宅取得費・改修費等補助	住宅リフォーム促進事業	自らが所有し、居住している住宅(空き家情報登録制度対象)について、町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、助成を行う。 ●補助額 対象経費の10%(上限10万円) ※町指定の商品券で助成。	商工観光課 商工観光担当	0748-52-6562

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
27	日野町	住宅取得費・改修費等補助	住宅用太陽光発電システム設置推進補助金	自らが所有し、居住している住宅について、町内の施工業者を利用して太陽光発電の設置を行う場合、助成を行う。 ●補助額 1KWあたり3万円(上限10万円) ※町指定の商品券で助成。	住民課 生活環境交通担当	0748-52-6578
28	竜王町	住宅取得費・改修費等補助	定住促進住宅新築・リフォーム補助金	移住者等が竜王町に定住することを目的に取得した住宅の改修を行った場合、改修費を補助 ●補助額 対象経費の20%(上限80万円)	建設計画課	0748-58-3716
29	愛荘町	空き家バンク	空き家情報登録制度	愛荘町空き家情報登録制度に登録された「空き家物件」について、愛荘町に住もうと考え登録されている「利用希望者」と空き家物件の所有者をマッチングする制度。	建設・下水道課	0749-37-8052
30		住宅取得費・改修費等補助	空家流通促進モデル事業	子育て世代が空き家を取得して行う改修費の一部を助成。 ●対象者 小学生以下のいる世帯、10年以上住居 ●補助金額 対象経費の2/3(上限100万円)	建設・下水道課	0749-37-8052
29	豊郷町	住宅取得費・改修費等補助	豊郷町住宅リフォーム等補助金事業	豊郷町内で自ら所有する住宅をリフォームおよび太陽光発電システムを設置する場合、補助金を交付する。 ●補助額 ・リフォーム 対象経費の1/3(上限20万円) ・太陽光発電システム設置 太陽電池モジュール1kwあたり10万円(上限30万円)	地域整備課	0749-35-8121
30	甲良町	住宅取得費・改修費等補助	住宅新築補助金	住宅の新築にかかる費用を助成。 ●対象者 40歳までの子育て世帯 ●補助額 対象経費の20%(上限20万円)	産業課	0749-38-5069
31			住宅リフォーム補助金	住宅のリフォームかかる費用を助成。 ●補助額 対象経費の20%(上限20万円)	産業課	0749-38-5069
32			除却費助成	住宅の除却にかかる費用を助成。 ●補助額 対象経費の20%(上限20万円)	産業課	0749-38-5069

平成29年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
33	多賀町	空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	多賀町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度。 多賀町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営。	企画課	0749-48-8122
34		住宅取得費・改修費等補助	若者定住支援事業	取得した住宅に係る固定資産税相当額を助成。 ●対象者 40歳未満の方または中学生以下の子どもを扶養する世帯 ●補助額 固定資産税相当額(上限10万円) ※3年間助成。 ※町内業者が元請の場合、10万円加算。	企画課	0749-48-8122
35			空き家改修補助金	空き家・空き地情報バンクを利用して空き家住宅を購入された方に奨励金を交付。 ●補助金額 対象経費の1/2(上限50万円) ※若者世帯の場合は上限100万円(若者世帯:夫、妻のいずれかが18歳以上40歳未満の夫婦、または中学生以下の子を扶養する者)	企画課	0749-48-8122
36			住宅リフォーム促進事業	町内の施行業者を利用して、50万円以上の住宅の修繕・補修などの工事(住宅リフォーム)を行う場合、その経費の一部を補助。 ●補助額 補助対象経費の10%(上限20万円)	産業環境課	0749-48-8118